

介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚
重要事項説明書
(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

1. 施設の概要

施設名	医療法人社団康久会 介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚
開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
所在地	〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 151
電話・FAX	電話 045-827-1141 FAX 045-827-1294
管理者	施設長 医師 堀内 勝行
介護保険指定番号	介護老人保健施設（1 4 5 1 0 8 0 0 2 7 号）
併設サービス	介護老人保健施設（予防）短期入所療養介護

2. 目的

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、法の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て、実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

3. 運営方針

- (1)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2)利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3)介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4)明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5)サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (6)利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

4. 利用定員 60 名（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション合計）

5. 職員体制

医師（管理者兼務）	1 名
看護職	2 名（常勤 2 名）
介護職	10 名（常勤 10 名）
理学療法士	5 名（常勤 4 名・非常勤 1 名 療養棟兼務）
作業療法士	5 名（常勤 5 名 療養棟兼務）
言語聴覚士	1 名（常勤 1 名 療養棟兼務）

6. サービス内容

(1)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

（ご本人・家族の希望を十分に取り入れ、各職種の職員で協議のうえ立案します。）

(2)食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

昼食 12 時 15 分～

(3)入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

(4)医学的管理・看護

(5)介護

(6)機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7)相談援助サービス

(8)利用者が選定する特別な食事の提供

(9)その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

7. 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日 土、日、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く平日

営業時間 8：30～17：30

サービス提供時間 9：50～16：20

8. 利用料金

当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日までに送付します。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、次のいずれかの方法で支払うものとします。

(1) その月の 27 日（休日の場合は翌営業日）に自動口座振替による支払

(2) その月の 20 日までに現金又は銀行振込による支払

基本料金（1 日あたり） 別紙参照

9. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

●協力医療機関 東戸塚記念病院 横浜市戸塚区品濃町 548-7

国際親善総合病院 横浜市泉区西が岡 1-28-1

●協力歯科医療機関 新横浜デンタルクリニック 横浜市港北区小机町 2461

10. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。利用者・保証人が指定する者及び保険者が指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

11. 施設利用に当たっての禁止事項

- ・施設内での飲酒・喫煙、火気の使用、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁じます。
- ・故意に設備・備品を破損したり、施設外に持ち出すことを禁じます。過度な場合は請求することがあります。また、無断で位置・形状を変えることを禁じます。
- ・当施設への所持品・備品等の持ち込みについて下記につき禁じます。
刃物及び危険物 ペット 貴重品 （紛失の際、施設では責任をおいかねます）

12. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知機
- ・防災訓練 年2回(うち1回は夜間も若しくは夜間を想定した訓練を実施する)

13. 業務継続に向けた取り組みについて

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所サービスの提供を継続するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

14. 感染症対策について

施設において感染症が発生した場合、蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ・職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ・施設の設定及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員に周知徹底します。
- ・施設における感染症の予防及び蔓延防止の指針を整備します。
- ・職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 虐待防止について

施設はご利用者の人権の擁護・虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための委員会を設置し、職員に虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。

- ・職員または養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ・虐待防止のための研修を年2回以上開催します。

16. 地域との連携（ボランティアについて）・実習生の受け入れ

地域との連携を図るため、ボランティアの方にお話し相手に来ていただいています。ご近所の最近の話題や新聞の報道など、雑談を通じて閉鎖的になりがちな施設生活

を少しでも良くしようとするためのものです。また、現場での経験を積んでいただくために各種学校からの実習生の受け入れをしています。

17. 苦情処理の体制

利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、口頭で申し出ることができます。窓口は支援相談員になります。又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に文書で投函することもできます。

グリーンワーフ東戸塚 相談窓口 支援相談員（足立・菅原・高木・潮崎）

責任者 事務次長 藤田

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
横浜市健康福祉局高齢施設課	0 4 5 - 6 7 1 - 3 9 2 3
戸塚区 高齢・障害支援課介護保険担当	0 4 5 - 8 6 6 - 8 4 5 2
保土ヶ谷区 高齢・障害支援課介護保険担当	0 4 5 - 3 3 4 - 6 3 9 4
港南区 高齢・障害支援課介護保険担当	0 4 5 - 8 4 7 - 8 4 9 5

介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚の利用申込に際し、重要事項説明書（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）を受領し説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日 説明者（職・氏名）_____

利用者氏名_____

利用者家族氏名_____（続柄）_____